

平成21年10月支給分の公的年金から個人住民税を天引きする制度が開始されます

地方税法等の一部を改正する法律により、これまで納付書や口座振替で納付していただいた公的年金にかかる個人住民税について、平成21年10月より、公的年金から天引きさせていただく特別徴収制度が始まります。

天引き（特別徴収）の対象となる方

- (1) 当該年度の4月1日現在65歳以上で個人住民税の納税義務者である方。
- (2) 介護保険料が年金から天引きされていること。

天引き（特別徴収）の対象となる個人住民税

公的年金の年金所得に対する所得割と均等割が天引き（特別徴収）の対象となります。

なお、年金所得のほかに給与所得、営業所得など他の所得がある場合は、年金に対する個人住民税は天引き（特別徴収）となり、年金以外の所得にかかる個人住民税は、従来からの給与からの天引き（特別徴収）又は普通徴収（納付書、口座振替）による納付方法となります。

平成21年度の個人住民税の徴収方法

平成21年度は天引き（特別徴収）初年度となりますので、6、9月の2期分は普通徴収で納付していただき、10月以降は天引き（特別徴収）に切り替わります。

天引き（特別徴収）を開始する年度（初年度）

課税月	第1期(6月)	第2期(9月)	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収(個人で納付)		特別徴収(年金から天引き)		
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

天引き（特別徴収）を継続する年度（2年目～）

課税月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
税額	前年度2月と同じ額	前年度2月と同じ額	前年度2月と同じ額	年税額から仮徴収した額を引いた額の1/3	年税額から仮徴収した額を引いた額の1/3	年税額から仮徴収した額を引いた額の1/3

問い合わせ先 財政課税務係（内線216・217）

人権心配ごと相談所を開設します！

難しい手続きは何もありませんし、費用もかかりません。相談内容についての秘密はかたく守られます。安心してご相談ください。

開設日時

6月1日(月) 午後1時～3時まで

開設日時

文化交流センター1階 和 cultura 作教室

相談担当者

小平町人権擁護委員

泉 晃暢さん・佐藤民子さん

問い合わせ先

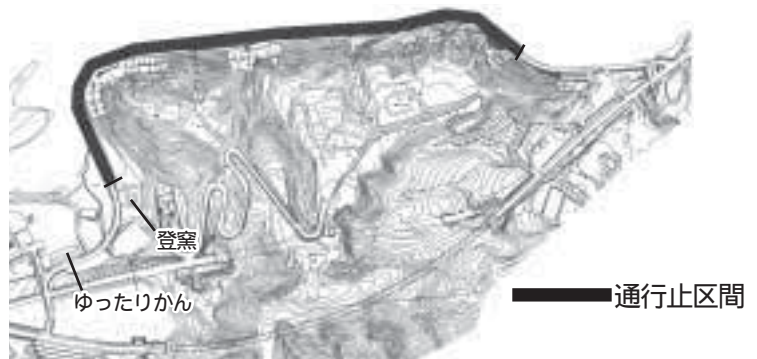
・旭川地方法務局留萌支局 ☎42 0492

・総務課住民係（内線212）

町道花岡海岸線の通行止について

落石が発生したため、町道花岡海岸線を通行止にしております。開通時期は未定です。

危険ですので絶対に立ち入らないでください。



ゆったりかんバス送迎運行表

町内無料送迎バス 5月11日(月)・25日(月)

ゆったりかん行

停留所	時刻	停留所	時刻
鬼鹿小学校	9:55	白谷寿の家	10:35
鬼鹿郵便局	10:00	小平商工会	10:40
ローソン鬼鹿店	10:03	湯田宅車庫	10:41
第1広富バス停	10:06	小平小学校	10:42

お帰り時刻は、ゆったりかん発14:30となります。

ゆったりかん利用促進町民還元事業「割引券」を配布します

日頃からの、小平町総合交流ターミナル施設「ゆったりかん」のご利用に感謝申し上げますと共に、更なる利用をお願いする意味を込め、「ゆったりかん」と協力のうえ、小平町より「広報おびら」5月号配布時に全戸配布することといたしました。

多数ご利用下さるようお願いいたします。